









前承

廳名	件數		人員		對關		言渡區分		消滅
	前年	本年	前年	本年	席	關	管轄	無	
福山	15	15	10	10	17	4	1	1	1
岩國支	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山口	1	1	1	1	1	1	1	1	1
德山	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩國	1	1	1	1	1	1	1	1	1
柳井	1	1	1	1	1	1	1	1	1
赤間	1	1	1	1	1	1	1	1	1
赤間支	1	1	1	1	1	1	1	1	1
濱田	1	1	1	1	1	1	1	1	1
濱田支	1	1	1	1	1	1	1	1	1
今市	1	1	1	1	1	1	1	1	1
今市支	1	1	1	1	1	1	1	1	1
水次	1	1	1	1	1	1	1	1	1
水次支	1	1	1	1	1	1	1	1	1
松江	1	1	1	1	1	1	1	1	1
松江支	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大森	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大森支	1	1	1	1	1	1	1	1	1
西郷	1	1	1	1	1	1	1	1	1
西郷支	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島地	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島地支	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取支	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上廣島縣管内合計	10	10	10	10	10	10	10	10	10

三六〇

長崎		佐賀		福岡		柳河島		小倉		行事		大地		白地	
長崎支	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀支	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡支	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
柳河島支	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
柳河島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小倉支	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小倉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
行事支	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
行事	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大地支	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大地	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
白地支	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
白地	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上合計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

三六〇



前承

廳名	件數		人員		對開	計	言渡區分		減
	前年	本年	前年	本年			管無	免物	
大分							以上	以下	
佐竹									
田中									
竹野									
熊地									
御船									
八代									
山鹿									
人吉									
天草									
鹿地									
鹿兒島									
知覽									
水引									
大島									

廳名	件數		人員		對開	計	言渡區分		減
	前年	本年	前年	本年			管無	免物	
宮崎							以上	以下	
都城									
延岡									
那霸									
古川									
仙臺									
大川									
石川									
石卷									
登米									
氣仙									
白河									
平島									
福島									
白河									
平島									
若松									
地松									







表六十四第部三第  
 分區渡言ルス對ニ名罪ノ罪警速ル係ニ決即

違警罪目	件数	人員	言		渡		區		分	
			罪	無	拘	留	科	料		
火藥其他破裂ス可キ物品ヲ市街ニ運搬ス	10	10								
火藥其他破裂ス可キ物品或ハ自ラ火ヲ發ス可キ物品ヲ貯藏ス	7	7								
官許ヲ得ズレテ烟火ヲ製造レ或ハ販賣ス	10	10								
人家稠密ノ場所ニ於テ燈リニ烟火其他火器ヲ玩フ	1	1								
蒸氣機其他烟筒火電ヲ建造修理レ及掃除スル規則ニ違背ス	3	3								
官署ノ督促ヲ受ケ崩壊セントスル家屋階壁ノ修理ヲ怠ラス	1	1								
官許ヲ得ズレテ死屍ヲ解剖ス	1	1								
人ヲ毆打レテ創傷疾病ニ至ラス	1	1								
密ニ賣淫ヲ爲レ或ハ其組合禁止ヲ爲ス	1	1								
人ノ住居セザル家屋内ニ潜伏ス	1	1								
定期ナル住居ナリ平常警注ノ違背ヲシテヲ辯方ニ相觸ス	1	1								

官許ノ墓地外ニ於テ私ニ埋葬ス	1	1								
遊樂場ノ犯人ヲ山鹿スル爲メ偵察ヲ爲ス	1	1								
人家ノ近傍或ハ山林田野ニ於テ燈リニ火ヲ焚ク	1	1								
水火其他ノ變ニ際シ官吏ヨリ防禦ス可キ求メテ受ケ傍觀レテ背セス	1	1								
不潔ノ食物或ハ腐敗シタル食物ヲ販賣ス	1	1								
症瘧ヲ傳染スル爲メ殺ケタル規則或ハ傳染病預防規則ニ違背ス	1	1								
人ノ通行ス可キ場所ニアル危險ノ井溝其他箇所ニ蓋又ハ防圍ヲ爲サス	1	1								
路上ニ於テ犬其他ノ獸類ヲ嘍レ或ハ嚙逐セシム	1	1								
發狂人ノ看守ヲ怠リ路上ニ徘徊セシム	1	1								
狂犬猛獸等ノ繫鎖ヲ怠リ路上ニ放ツ	1	1								
發狂人ノ檢視ヲ受ケズレテ埋葬ス	1	1								
墓碑及路上ノ神佛ヲ毀損レ或ハ汚穢ス	1	1								
神祠佛堂其他公ノ建造物ヲ汚損ス	1	1								



前 承

違 警 罪 目	件 数	人 員	言		渡		罰 分	
			無	罪	拘	留	料	料
公然入ヲ罵詈雑言ス	一六	二二	二	二				二
濫リニ車馬ヲ疾驅シテ行人ノ妨害ヲ爲ス	一八	二二	三	三				二
制止ヲ肯セスレテ人ノ群集シタル場所ニ車馬ヲ牽ク	三七	三七						三
夜中燈火ナクシテ車馬ヲ疾驅ス	九	九						一
水石等ヲ道路ニ堆積シテ防固ヲ設ケス或ハ掃蕩ノ際燈ヲ怠ル	二	二						一
瓦礫ヲ道路家屋周囲ニ投擲ス	八	一〇						一
禽獸ノ死屍ヲ道路ニ棄擲シ或ハ取除カス	八	八						一
汚穢物ヲ道路家屋周囲ニ投擲ス	二	二						一
警察ノ規則ニ違背シテ工面ノ際ヲ爲ス	一	一						一
醫師醫藥故ナク急病人ノ船ニ乗セス	一	一						一
死亡ノ申告ヲ爲サスレテ埋葬ス	一	一						一

違 警 罪 目	件 数	人 員	言		渡		罰 分	
			無	罪	拘	留	料	料
流着浮遊物ヲ爲シ入ヲ難惑ス	六	六						一
害リニ奇凶禍穢ヲ説キ或ハ祈禱符呪ヲ爲シ入ヲ惑ハレテ利ヲ圖ル	一〇	一一						一
私有地外ニ濫リニ家屋隣壁ヲ設ケ或ハ軒棧ヲ出ス	三	三						一
官許ヲ得スレテ路傍或ハ河岸等ニ床店ヲ開ク	三	三						一
路上ノ積本市街ノ常盤及厠場等ヲ設損ス	二	二						一
道路橋樑其他ノ場所ニ榜示シテ通行禁止及指道標ノ類ヲ設置汚損ス	一	一						一
官許ヨリ價格ヲ定メタル物品ヲ定價以上ニ販賣ス	一	一						一
渡船橋樑其他ノ場所ニ於テ定價以上ノ通行錢ヲ取リ或ハ故ナク通行ヲ妨ク	一	一						一
渡船橋樑其他ノ通行錢ヲ拂フ可キ場所ニ於テ其定價ヲ出サスレテ通行ス	一	一						一
路上ニ於テ賭博ニ類スル商賣ヲ爲ス	六	六						一
官許ヲ得スレテ劇場其他ノ遊藝場ヲ開キ及其規則ニ違背ス	一	一						一
溝渠下水ヲ既損シ或ハ官許ノ督促ヲ受ケテ溝渠下水ヲ改ハス	一	一						一
制止ヲ肯セスレテ路傍ニ食物其他ノ物品ヲ陳列ス	一	一						一



前 承

違 警 罪 目	件 数		人 員		言 語		拘 渡		留 區		料 分	
	男	女	男	女	無 罪	有 罪	十 以 上 日	十 以 下 日	五 以 上 日	五 以 下 日	以 上 料	以 下 料
官許ヲ得ズシテ歌類ヲ官有地ニ放チ或ハ 收蓄ス	二	〇	六	〇	二	〇					三	六〇
身體ニ刺文ヲ爲シ及之ヲ禁トス	一	一	一	一								一
他人ノ禁キタル牛馬其他ノ獸類ヲ解放ス	三	〇	四	〇								一
他人ノ禁キタル舟筏ヲ解放ス	一〇	〇	二	〇								九
橋梁又ハ堤防ノ害トナル可キ場所ニ舟筏 ヲ繋リ	一五九	〇	一五九	〇								一五六
牛馬猪車其他ノ物件ヲ道路ニ撒ク(或ハ 水石積炭ヲ堆積シテ行人ノ妨害ヲ爲ス)	四五九六	〇	四六四二	〇	二六	六						四六〇〇
牛馬ヲ並ヘ牽テ行人ノ妨害ヲ爲ス	六二	〇	六二	〇								六〇
水路ニ於テ舟ヲ並ヘ通船ノ妨害ヲ爲ス	三三三	〇	三三三	〇								三三九
氷雪塵芥等ヲ路上ニ投棄ス	五九	〇	五九	〇								五八
官署ノ督促ヲ受テテ道路ノ掃除ヲ爲サス	一八六	〇	一八六	〇								一八二
制止ヲ背セスレテ路上ニ遊戯ヲ爲シ行人 ノ妨害ヲ爲ス	一八	〇	一八	〇								一六

各 種	件 数		人 員		言 語		拘 渡		留 區		料 分	
	男	女	男	女	無 罪	有 罪	十 以 上 日	十 以 下 日	五 以 上 日	五 以 下 日	以 上 料	以 下 料
牛馬ヲ牽キ或ハ繋リテ恣カセニシテ行 入ノ妨害ヲ爲ス	二二四九	〇	二二四九	〇	九	六						二二四一
出入ヲ禁止シタル場所ニ濫リニ出入ス	四八	〇	四八	〇								四八
通行禁止ノ標示ヲ犯シテ通行ス	三三〇	〇	三三〇	〇								三三〇
道路ニ於テ放牧高聲ヲ發シテ制止ヲ背セ ス	六三三	〇	六三三	〇	一四	二						六四一
駅前レテ路上ニ喧嘩シ或ハ醉卧ス	一五五	〇	一五五	〇	二六	七						一五五
路上ノ常燈ヲ消ス	一六	〇	一六	〇								一六
人家ノ牆壁ニ貼紙及樂書ス	二二	〇	二二	〇								二二
邸宅ノ番號標札招牌或ハ他家賣家ノ貼紙 其他報告ノ標識等ヲ毀損ス	一七	〇	一七	〇								一七
他人ノ田圃園圃ニ於テ野菜ヲ採食シ又ハ 花卉ヲ採折ス	一三三	〇	一三三	〇								一三三
公園ノ規則ヲ犯ス	一一	〇	一一	〇								一一
道路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ或ハ牛馬ヲ 牽入ル	一九	〇	一九	〇								一九
各種	一一七	〇	一一七	〇								一一七



表七十四第部三第  
分區渡言ルス對二

廳名	件數	人員		言	無罪	物			留	科	分
		男	女			無罪	十一日以上	十一日以下			
京都府	4,700	2,400	2,300	3,500	100	100	100	100	100	100	100
大阪府	3,200	1,800	1,400	2,500	50	50	50	50	50	50	50
奈良縣	1,500	800	700	1,200	20	20	20	20	20	20	20
和歌山縣	1,200	600	600	1,000	10	10	10	10	10	10	10
德島縣	1,000	500	500	800	5	5	5	5	5	5	5
高知縣	800	400	400	600	3	3	3	3	3	3	3
愛媛縣	700	350	350	500	2	2	2	2	2	2	2
香川縣	600	300	300	400	1	1	1	1	1	1	1
愛知縣	500	250	250	350	1	1	1	1	1	1	1
三重縣	400	200	200	280	1	1	1	1	1	1	1
岐阜縣	300	150	150	200	1	1	1	1	1	1	1
廣島縣	200	100	100	150	1	1	1	1	1	1	1
山口縣	150	75	75	100	1	1	1	1	1	1	1
島根縣	100	50	50	70	1	1	1	1	1	1	1

三六三

廳各

廳名	件數	人員		言	無罪	物			留	科	分
		男	女			無罪	十一日以上	十一日以下			
警視廳	4,600	2,300	2,300	3,400	100	100	100	100	100	100	100
神奈川縣	3,500	1,800	1,700	2,600	50	50	50	50	50	50	50
茨城縣	2,800	1,400	1,400	2,100	30	30	30	30	30	30	30
栃木縣	2,500	1,250	1,250	1,900	25	25	25	25	25	25	25
群馬縣	2,200	1,100	1,100	1,700	20	20	20	20	20	20	20
靜岡縣	1,900	950	950	1,400	15	15	15	15	15	15	15
山梨縣	1,600	800	800	1,200	10	10	10	10	10	10	10
長野縣	1,300	650	650	1,000	8	8	8	8	8	8	8
新潟縣	1,000	500	500	700	5	5	5	5	5	5	5

前承

違警罪目	件數	人員	無罪	物			留	科	分
				十一日以上	十一日以下	以上			
合計	1,234	617	617	80	80	80	80	80	80
男	617	308	308	40	40	40	40	40	40
女	617	309	309	40	40	40	40	40	40

三七二



表八十四第部三第  
分區渡言ル対ニ縣各ノ犯違則規新ル係ニ決申

組 統	諸規則違反		件		人		言		渡		區		分		附加	
	地租條例	烟草規則	菓子規則	自家用料酒類製造者心得	證券印稅規則	無罪	遊	一	日	以	登	上	以	登	下	收
男	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
男	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

憲兵司令部		東大愛廣熊官		京阪知島本城計		合計	
件	74	62	70	123	123	70	123
人	123	123	123	123	123	123	123
言	1	1	1	1	1	1	1
渡	1	1	1	1	1	1	1
區	1	1	1	1	1	1	1
分	1	1	1	1	1	1	1
附加	1	1	1	1	1	1	1

前承

廳名	件	人員		計	無罪	遊	物		科	分
		男	女				十一以上	六以上		
鳥取縣	1,151	1,212	1,211	1,423	2	8	1	1	1	1,171
長崎縣	8,841	6,773	2,968	9,741	27	35	1	1	1	6,744
佐賀縣	3,904	2,983	1,021	4,004	9	33	1	1	1	3,061
福岡縣	1,095	998	1,056	2,054	1	5	1	1	1	1,042
大分縣	5,767	5,343	2,292	7,635	1	1	1	1	1	5,623
熊本縣	1,181	1,111	1,998	3,110	1	1	1	1	1	1,108
鹿兒島縣	3,134	2,824	4,454	7,282	1	1	1	1	1	5,170
宮崎縣	1,008	714	3,933	5,655	1	1	1	1	1	3,643
沖繩縣	596	552	3	1,151	1	1	1	1	1	1,148
宮崎縣	1,784	1,624	2,992	5,380	1	1	1	1	1	4,668
福島縣	4,910	4,811	4,211	9,932	1	1	1	1	1	8,610
山形縣	1,600	1,311	1,011	3,922	1	1	1	1	1	3,911
岩手縣	1,316	1,101	1,171	3,588	1	1	1	1	1	3,577
秋田縣	1,316	1,101	1,171	3,588	1	1	1	1	1	3,577
青森縣	1,000	891	1,111	3,002	1	1	1	1	1	2,991
北海縣	1,151	1,212	1,211	1,423	1	1	1	1	1	1,111



諸規則違犯	件數	人員	言		渡		區		附加
			罪	無	一	拘	以	登	
船稅規則	182	184	5					16	2
車稅規則	5	5							
所得稅法	5	5							
郵便條例	1	1							
電信條例	3	3							
藥品營業并藥品取扱規則	1	1							
賣藥規則	5	5							
傳染病預防規則	10	10							
衛生	1	1							
獸類傳染病預防規則	1	1							
種痘規則	127	127							
基地及埋葬取銷規則	15	15	5						
警屋取銷條例	9	9							
古物取銷條例	2	2							

一九四一年十月

諸規則違犯	件數	人員	言		渡		區		附加
			罪	無	一	拘	以	登	
前工業	2	2							
流入飲製造取銷規則	1	1							
船隻信號器製造取銷規則	1	1							
鐵道條例	8	11							
陸軍補備被備下士兵卒服役條例	10	10							
徵兵事務條例	10	10							
陸軍慰勞兵條例	10	10							
火藥取銷規則	1	1							
銃砲取銷規則	9	12							
特種規則	1	1							
間接國稅納者處分法	3	3							
地券下付掛換手續	1	1							
戶籍法	11710	11710	484						
合計	33719	33719	796						
男	33719	33719	796						
女	33719	33719	796						



表九十四第部三第  
分區渡言ルス對ニ廳各

廳名	件數	人員		計	無罪	免訴	一日	區分		附加
		男	女					以上	以下	
警視廳	1,006	1,004	11	1,015	3	0	0	1,015	0	0
千葉縣	1,133	1,064	69	1,133	10	0	0	1,133	0	0
茨城縣	897	838	59	897	1	0	0	897	0	0
栃木縣	904	897	7	904	0	0	0	904	0	0
群馬縣	980	908	72	980	0	0	0	980	0	0
山梨縣	1,011	981	30	1,011	0	0	0	1,011	0	0
長野縣	1,337	1,292	45	1,337	0	0	0	1,337	0	0
新潟縣	1,071	1,000	71	1,071	0	0	0	1,071	0	0
東京府	1,071	1,071	0	1,071	0	0	0	1,071	0	0
大阪府	73	73	0	73	0	0	0	73	0	0
奈良縣	97	97	0	97	0	0	0	97	0	0
兵庫縣	1,118	1,118	0	1,118	0	0	0	1,118	0	0
岡山縣	1,100	1,100	0	1,100	0	0	0	1,100	0	0
福岡縣	583	583	0	583	0	0	0	583	0	0

三七八

廳名	件數	人員	無罪	免訴	一日	區分	附加
石川縣	459	459	0	0	0	459	0
富山縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
和歌山縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
德島縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
高知縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
愛媛縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
香川縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
愛知縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
三重縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
岐阜縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
廣島縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
山口縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
島根縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
鳥取縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
島根縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
長崎縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
佐賀縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
福岡縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
大分縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
熊本縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0
鹿兒島縣	1,100	1,100	0	0	0	1,100	0

三七九



表十五第部三第  
分區渡言ルス對ニ名罪ル係ニ判裁席閣及席對ノ罪警違式正

違警罪目	件數		人員		對席		言渡區分	
	前年	本年	前年	本年	對席	計	管轄無罪	拘留
官許ヲ得スレテ煙火ヲ製造シ又ハ販賣ス	男	七	男	九	一	一	一	一
入ヲ毆打シテ倒傷疾病ニ至ラス	男	一	男	二	二	二	二	二
密ニ賣淫ヲ爲シ又ハ其媒合容止ヲ爲ス	男	一	男	二	一	一	一	一
人ノ住居セサル家屋内ニ潜伏ス	男	一	男	二	一	一	一	一
定リタル住居ナク非常帯生ノ賣茶ナクシテ遊方ニ徘徊ス	男	二	男	三	二	二	二	二
健康ヲ保護スル爲メ設ケタル規則ニ違背ス	男	一	男	二	一	一	一	一
墓碑及路上ノ神佛ヲ毀損シ又ハ汚漬ス	男	一	男	二	一	一	一	一
公然人ヲ罵詈訶昇ス	男	一	男	二	一	一	一	一
制止ヲ背セスレテ入ノ群集シタル場所ニ車馬ヲ牽ク	男	一	男	二	一	一	一	一
夜中燈火ナクシテ車馬ヲ疾驅ス	男	一	男	二	一	一	一	一
丸砲ヲ道路家屋園圃ニ投擲ス	男	一	男	二	一	一	一	一
汚穢物ヲ道路家屋園圃ニ投擲ス	男	一	男	二	一	一	一	一
警察ノ規則ニ違背シテ工需ノ業ヲ爲ス	男	一	男	二	一	一	一	一
醫師總理事故ナクシテ急病人ノ招キニ應セス	男	一	男	二	一	一	一	一

前承

廳名	件數		人員		言渡區分		附加
	男	女	男	女	無罪	拘留	
宮崎縣	七〇九	一一	七四〇	一一	一	三	七三六
沖繩縣	一八	一	一九	一	一	一	一八
以上長崎控前院管内ノ合計	六六六	一二	六八八	一三	二	四	六八四
官城	七四九	一	七五〇	一	一	一	七四九
福島縣	一三三	一	一三四	一	一	一	一三三
山形縣	七九六	一	七九七	一	一	一	七九六
岩手縣	五九四	一	五九五	一	一	一	五九四
秋田縣	六七四	一	六七五	一	一	一	六七四
以上宮城控前院管内ノ合計	三九三	一	三九四	一	一	一	三九三
北海森道廳	五〇八	一	五〇九	一	一	一	五〇八
青森縣	一三三	一	一三四	一	一	一	一三三
北海廳	九〇六	一	九〇七	一	一	一	九〇六
以上函館控前院管内ノ合計	一七二	一	一七三	一	一	一	一七二
憲兵司令部	一	一	二	一	一	一	一
愛知縣	一	一	二	一	一	一	一
廣島縣	一	一	二	一	一	一	一
總計	三三〇七	二五	三三三二	五〇	一〇	一〇	三三二二



表一十五第部三第

各廳ニ對スル言渡區分

廳名	前年		本年		前年		本年		對席	對席	管轄		無罪		重禁物		罰料		減
	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員			言渡	無罪	一日以上	十日以上	十日以上	五日以上	以上	以下	
東京下谷區	14	14	14	14	1	1	1	1	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
橫濱須賀區	2	2	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千代田松戶區	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉八日市場區	6	6	6	6	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水戸太田區	2	2	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮宇都宮區	2	2	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦和越ヶ谷區	7	7	7	7	0	0	0	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋高崎區	8	8	8	8	0	0	0	0	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	54	54	54	54	1	1	1	1	54	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0

前承

違反罪目	前年		本年		前年		本年		對席	對席	管轄		無罪		重禁物		罰料		減
	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員			言渡	無罪	一日以上	十日以上	十日以上	五日以上	以上	以下	
竊盜	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
強盜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竊取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竊取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竊取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竊取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竊取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竊取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竊取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竊取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
竊取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0



前承

廳名		前年	本年	計	前年	本年	計	對	對	計	管	無	免	重	拘	留	科	料	消
甲府	谷甲																		
長野	松本																		
長野	飯田																		
長野	上田																		
新潟	村上																		
新潟	新井																		
京都	京都																		
大阪	大坂																		
大阪	天王寺																		
奈良	奈良																		
奈良	高田																		
神戶	神戶																		
神戶	岡本																		
計																			

廳名		前年	本年	計	前年	本年	計	對	對	計	管	無	免	重	拘	留	科	料	消
岡山	地勝																		
岡山	津山																		
大津	大津																		
大津	根津																		
福井	小濱																		
福井	三濱																		
金澤	七尾																		
金澤	高尾																		
富山	木新																		
富山	和歌山																		
和歌山	和歌山																		
和歌山	德島																		
德島	德島																		
德島	高知																		
高知	高知																		
高知	安藝																		
松山	松山																		
松山	宇和																		
松山	和歌山																		
名古屋	名古屋																		
名古屋	名古屋																		
名古屋	名古屋																		
岐阜	岐阜																		
岐阜	岐阜																		
岐阜	岐阜																		
廣島	廣島																		
廣島	廣島																		
廣島	廣島																		
計																			











廳名	件數		人員		對席	開席	計	言渡區分	
	前年	本年	前年	本年				無罪	科料
新瀉柏崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上東京控訴院管内、合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪大	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神戶	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福井	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金澤	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	1	1	1	1	1	1	1	1	1
松山	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上大阪控訴院管内、合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1
廣島	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山口	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上廣島控訴院管内、合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	1	1	1	1	1	1	1	1	1
總計	1	1	1	1	1	1	1	1	1

高瀬	合計
以上及時控訴院管内、合計	1
札幌	1
以上函館控訴院管内	1
總計	1

號甲錄附部三第

領在駐海上海國清 (一) 領在駐各判裁

輕罪	本年受理	言渡區分
入ノ殴打傷害ス	1	1
檢事ノ起リ	1	1
員	1	1
重禁錮	1	1
二年以下	1	1
二年以上	1	1
科	1	1
物	1	1
初	1	1

號甲錄附部三第

(二) 件各判裁ノ事領在駐海上國清

諸規則違反	本年受理	言渡區分
西洋形而船海員雇入雇止規則	1	1
清國上海外國人居留地規則	1	1
合計	1	1
男	1	1
女	1	1
總計	1	1
重禁錮	1	1
二年以下	1	1
二年以上	1	1
科	1	1
料	1	1







部三第 號乙録附

(二) 件各判裁ノ事領在駐港各國朝鮮

諸規則違犯	郵使條例		日韓貿易規則		日本人行旅規程		清國及朝鮮國在留日本人取締規則		戶籍法	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
本年受理	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
重禁錮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
罰金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
沒收	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
禁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
附加	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

三九四

部三第

在駐港各國朝鮮

即決違警罪	人ヲ毆打シテ刑傷疾病ニ至ラス		違禁物ノ犯人ヲ拘束スル爲メ傷ヲ爲ス		水石等ヲ道路ニ堆積シテ防圍ヲ設ケス又ハ標識ノ設置ヲ怠ル		死傷ヲ道路家庭園圃ニ投擲ス	
	男	女	男	女	男	女	男	女
件數	—	—	—	—	—	—	—	—
人員	—	—	—	—	—	—	—	—
物	—	—	—	—	—	—	—	—
六日以上	—	—	—	—	—	—	—	—
五	—	—	—	—	—	—	—	—
一日以上	—	—	—	—	—	—	—	—
五	—	—	—	—	—	—	—	—
壹圓以上	—	—	—	—	—	—	—	—
壹圓以下	—	—	—	—	—	—	—	—

號乙録附

(三) 件各判裁ノ事領

行轍物ヲ道路家庭園圃ニ投擲ス	官署ノ督促ヲ受ケテ道路ノ掃除ヲ爲サス		部町ノ道路上ニ喧嘩シ又ハ醉臥ス		他人ノ口野園圃ニ於テ菜葉ヲ採食シ又ハ花弁ヲ採折ス		朝鮮國地方定規ヲ犯ス	
	男	女	男	女	男	女	男	女
件數	三	—	—	—	—	—	—	—
人員	六	—	—	—	—	—	—	—
物	—	—	—	—	—	—	—	—
六日以上	—	—	—	—	—	—	—	—
五	—	—	—	—	—	—	—	—
一日以上	—	—	—	—	—	—	—	—
五	—	—	—	—	—	—	—	—
壹圓以上	—	—	—	—	—	—	—	—
壹圓以下	—	—	—	—	—	—	—	—

三九五















前 承

大 津		岡 山					神 戸				
水大彦地	勝津笠玉新	岡津地	村豊龍社	姫洲柏	明伊	水大彦地	勝津笠玉新	岡津地	村豊龍社	姫洲柏	明伊
口津根支	山山岡島見	山山岡島見	岡岡野	路本原山	石丹	口津根支	山山岡島見	山山岡島見	岡岡野	路本原山	石丹
區區部方	區區區區區	區區區區區	區區區區區	區區區區區	區區區區區	區區部方	區區區區區	區區區區區	區區區區區	區區區區區	區區區區區
100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111
112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123
124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135
136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147
148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159
160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171
172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183
184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195
196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207
208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219
220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231
232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243
244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255
256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267
268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279
280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291
292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303
304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315
316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327
328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339
340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351
352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363
364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375
376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387
388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399
400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411
412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423
424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435
436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447
448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459
460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471
472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483
484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495
496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507
508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519
520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531
532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543
544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555
556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567
568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579
580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591
592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603
604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615
616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627
628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639
640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651
652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663
664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675
676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687
688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699
700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711
712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723
724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735
736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747
748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759
760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771
772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783
784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795
796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807
808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819
820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831
832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843
844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855
856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867
868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879
880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891
892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903
904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915
916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927
928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939
940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951
952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963
964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975
976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987
988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999
1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011

四〇三

大 阪		奈 良					大 阪					廳 名
神豐姫洲地	五高松奈地	富塚天叔	茨池大	大地	舞	神豐姫洲地	五高松奈地	富塚天叔	茨池大	大地	舞	
戸岡路本	條田山良	田林	王	方木田阪	櫛	戸岡路本	條田山良	田林	王	方木田阪	櫛	
支支支	支支支	支支支	支支支	支支支	支支支	支支支	支支支	支支支	支支支	支支支	支支支	
區部部	區區區區區	區區區區區	區區區區區	區區區區區	區區區區區	區部部	區區區區區	區區區區區	區區區區區	區區區區區	區區區區區	
100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	
112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	
124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	
136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	
148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	
160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	
172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	
184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	
196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	
208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	
220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	
232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	
244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	
256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	
268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	
280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	
292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	
304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	
316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	
328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	
340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	
352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	
364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	
376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	
388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	
400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	
412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	
424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	
436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	
448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	
460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	
472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	
484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	
496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	
508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	
520	521											







































前 承

金澤		福井			大津						
高輪	高七	小	金七	地小	教大	武三	福小	地彦	八水	大彦	地
岡支	島濱	尾松	澤	尾支	濱賀	野生	國井	濱支	根嶺	口津	根支
部方	區區	區區	區區	部方	區區	區區	區區	部方	區區	區區	部方

岡山		神戶									
勝津	笠玉	新	高岡	津地	村	豊龍	社	姫洲	柏	後	明
山山	岡島	見梁	山支	岡岡	野	路本	原山	石			
區區	區區	區區	區區	部方	區區	區區	區區	區區	區區	區區	區區

廳名		本年受理案件數	
告	行現	内國人	
	行現非	外国人	
新	行現	内國人	
	行現非	外国人	
告	行現	司法警察	
	行現非	その他	
發	行現	軍	
	行現非	兵	
等	行現	冠	
	行現非	花	
發	行現	牧	
	行現非	税	
區	行現	官	
	行現非	その他	
別	首	自	
	入知認	自事檢	
上	行現	現行犯	
	行現非	逮捕	
	行現	入	
	行現非	内	























表六十五第款一第部四第  
分處ノ事判察豫ルス對ニ廳各

廳名	受件		受理		終結		消滅		中止		未終結	
	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員
東京地方	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
橫濱地方	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
千葉地方	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
水戸地方	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
總計	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44

廳名	受件	受理	終結	消滅	中止	未終結
根室地方	1	1	1	1	1	1
釧路地方	1	1	1	1	1	1
厚岸地方	1	1	1	1	1	1
以上函館管内ノ合計	3	3	3	3	3	3
東京府小笠原島嶼	1	1	1	1	1	1
北海道集治監	1	1	1	1	1	1
總計	8	8	8	8	8	8

前承

廳名	本年受件數		告		訴		發		等		ノ		區		別	
	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員
八戸支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
野邊地區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
弘前區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
五所川原區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
八戸區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
函館區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
江差區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福山區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
壽都區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
札地區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
札幌區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小樽區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩内區	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
總計	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16







前 承

廳名		受件		入員		終入		結員		消滅		中止		未終結	
受	新	受	新	受	新	受	新	受	新	受	新	受	新	受	新
島取	米地	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
松江	西濱	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
山口	赤間	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
廣島	尾道	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
安濃	津地	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
名古屋	岡崎	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
高松	宇和島	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
松山	和島	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
以上大阪府管内/合計		10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
以上名古屋府管内/合計		10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
以上長崎府管内/合計		10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
長崎	平戸	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
佐賀	原支	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
福岡	久留米	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
大分	中津	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
熊本	天草	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
鹿兒島	支	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
宮崎	支	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
那霸	支	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
仙臺	支	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
福島	支	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
若松	支	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
以上合計		10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0

廳名		受件		入員		終入		結員		消滅		中止		未終結	
受	新	受	新	受	新	受	新	受	新	受	新	受	新	受	新
島取	米地	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
松江	西濱	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
山口	赤間	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
廣島	尾道	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
安濃	津地	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
名古屋	岡崎	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
高松	宇和島	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
松山	和島	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
以上大阪府管内/合計		10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
以上名古屋府管内/合計		10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
以上長崎府管内/合計		10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
長崎	平戸	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
佐賀	原支	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
福岡	久留米	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
大分	中津	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
熊本	天草	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
鹿兒島	支	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
宮崎	支	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
那霸	支	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
仙臺	支	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
福島	支	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
若松	支	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0
以上合計		10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0



表七十五第款一第部四第  
分區ルタシ爲ヲ渡言ノ新免事判審豫ルニ廳各

廳名	豫審判事ノ言渡タル免訴人員	免訴人員ノ内
東京地方	580	499
横濱地方	223	174
千葉地方	113	101
水戸地方	112	100
宇都宮地方	199	188
浦和	155	144
前橋	101	90
静岡府	131	120
甲斐	100	90
計	2,404	2,171

四四一

前承

廳名	受件		人員		終結		消滅中止		未結	
	受	新	受	新	件	人	件	人	件	人
山形	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
米澤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鶴岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
盛岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
磐井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大地	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大曲	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上官城控訴院管内ノ合計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
青森	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
弘前	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
八戸	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
函館	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
札幌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
根室	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
以上函館控訴院管内ノ合計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
總計	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

四四〇



承 前

廳名		テ充證	ナ分憑	ナ件被	テ罪告	テト事	効時	テ裁破	テ判定	免罪於法	テテ律	テ全其ニ	計	モセ拘	ノレ暫	ルセ拘	ノヤ暫
長野	松本支	三三三											三三三	三三三			三三三
	飯田支	二八七											二八七	二八七			二八七
	上田支	三二七											三二七	三二七			三二七
	長野支	七四											七四	七四			七四
	高田支	二二五											二二五	二二五			二二五
	相模支	三三											三三	三三			三三
新潟	新潟支	四八六											四八六	四八六			四八六
	川口支	二八											二八	二八			二八
京都	京都支	三九五											三九五	三九五			三九五
	阪神支	二二九											二二九	二二九			二二九
	奈良支	七二											七二	七二			七二
	大津支	一〇八											一〇八	一〇八			一〇八
	神戶支	三三三											三三三	三三三			三三三
	姫路支	一七											一七	一七			一七
	岡山支	四											四	四			四
	津山支	九六											九六	九六			九六

四四二

廳名		テ充證	ナ分憑	ナ件被	テ罪告	テト事	効時	テ裁破	テ判定	免罪於法	テテ律	テ全其ニ	計	モセ拘	ノレ暫	ルセ拘	ノヤ暫
大津	大津支	一九四											一九四	一九四			一九四
	福井支	八〇											八〇	八〇			八〇
	福井支	五九											五九	五九			五九
	金澤支	一六二											一六二	一六二			一六二
	金澤支	五七											五七	五七			五七
	富山支	一五七											一五七	一五七			一五七
	和歌山支	六二											六二	六二			六二
	和歌山支	三九八											三九八	三九八			三九八
	德島支	三九八											三九八	三九八			三九八
	高知支	二九六											二九六	二九六			二九六
	高知支	一〇八											一〇八	一〇八			一〇八
	松山支	一七九											一七九	一七九			一七九
	松山支	一八											一八	一八			一八
	高松支	四三三											四三三	四三三			四三三
	高松支	一〇二											一〇二	一〇二			一〇二
	名古屋支	三〇三											三〇三	三〇三			三〇三
	名古屋支	一七九											一七九	一七九			一七九
	安濃支	三三											三三	三三			三三
	安濃支	一八											一八	一八			一八
	岐阜支	三三											三三	三三			三三
	岐阜支	一〇七											一〇七	一〇七			一〇七
	廣島支	一〇七											一〇七	一〇七			一〇七
	廣島支	一六八											一六八	一六八			一六八
	廣島支	一六											一六	一六			一六

四四三















前 承

廳名	拘不		豫審中被告人所遇	豫審終結被告人入監時間
	初	東		
佐賀地方	...	...	...	...
福岡地方	...	...	...	...
大分地方	...	...	...	...
熊本地方	...	...	...	...
鹿兒島地方	...	...	...	...
宮崎地方	...	...	...	...
那霸地方	...	...	...	...
以上長崎縣警署内ノ合計	...	...	...	...
仙臺地方	...	...	...	...
福島地方	...	...	...	...
計	...	...	...	...

廳名	拘不		豫審中被告人所遇	豫審終結被告人入監時間
	初	東		
山形米澤支部	...	...	...	...
盛岡地磐井支部	...	...	...	...
秋田地大曲支部	...	...	...	...
以上宮城縣警署内ノ合計	...	...	...	...
青森地弘前支部	...	...	...	...
函館地八戸支部	...	...	...	...
札幌地	...	...	...	...
根室地	...	...	...	...
以上函館縣警署内ノ合計	...	...	...	...
總計	...	...	...	...



表九十五第款一第部四第  
分區渡言ノ金罰ル係ニ廷審豫ルス對ニ廳各

廳名	犯罪ノ性質		計	罰金言渡ニ係ル金額區分	
	時出ス	再度ノ時出ス		十圓以上	二圓以上
横濱八王子支部					
宇都宮栃木支部					
前橋高崎支部					
静岡高松支部					
長野上松支部					
新潟高田支部					
以上東京控訴院管内ノ合計					
高知中村支部					
松山地支部					
以上大阪控訴院管内ノ合計					
松江濱田支部					
以上廣島控訴院管内					
佐賀地支部					
大分地支部					
以上長門控訴院管内ノ合計					
秋田地支部					
以上宮城控訴院管内					
總計					

四五二

表十六第款二第部四第  
間時分處ノ事檢

時間區分	終局							計	終局
	豫審ヲ求ム	直ニ裁判所ヘ訴フ	他裁判所檢事ヘ送致ス	警察署ヘ送致ス	間控分署ヘ送致ス	不起訴	中止		
一日以上五日以内	三七三	一六五	一〇三	一八三	一五三	三	三	一〇三	四七一
六日以上十日以内	一三三	一七五	一〇三	一八三	一五三	三	三	一〇三	三三八
十一日以上十五日以内	五八	八三	四三	三三	一	一	一	四三	一七六
十六日以上二十日以内	二六	四五	二〇	一六	一	一	一	二〇	八九
二十一日以上一月以内	三九	五〇	一九	二五	一	一	一	一九	一〇三
一月以上二月以内	二七	四二	一五	二〇	一	一	一	一五	九〇
二月以上三月以内	一七	二八	一〇	一六	一	一	一	一〇	三七
三月以上六月以内	六	一四	五	九	一	一	一	五	一八
六月以上一年以上以内	一	七	二	一〇	一	一	一	七	一八
合計	一〇六	一四七	八七	一三三	一〇	一	一	一四七	四七六

四五三







































表二十六第款二第部四第  
間時分處ノ事判察豫

時間區分	終		結		未終結	
	數	件	數	件	數	件
一日以上五日以内	1016	3	500	2	216	1
六日以上十五日以内	1182	3	1105	5	177	1
十六日以上二十日以内	2150	10	1747	8	403	2
二十一日以上一月以内	4311	4	3997	1	314	3
一月以上二月以内	6166	4	5882	1	284	3
二月以上三月以内	11515	1	11559	1	56	5
三月以上六月以内	21933	1	21950	1	17	13
六月以上一年以内	6767	1	6960	1	93	1
一年以上	110	1	178	1	68	1
合計	22813	27	21985	27	828	30

四七三

前承

廳名	件數		時間		區分		未終局
	數	件	以內	以上	以內	以上	
函館	877	7	760	117	760	117	110
江差	599	5	510	89	510	89	89
苫田	322	3	280	42	280	42	42
北函	77	1	77	0	77	0	77
札幌	885	8	780	105	780	105	105
札幌	264	2	230	34	230	34	34
小樽	88	1	88	0	88	0	88
岩手	100	1	100	0	100	0	100
根室	100	1	100	0	100	0	100
釧路	966	9	870	96	870	96	96
以上函館控訴院管内ノ合計	6666	66	5900	766	5900	766	766
東京府小笠原島嶼	2	0	2	0	2	0	2
北海道集治監	1	0	1	0	1	0	1
北函	1137	11	1070	67	1070	67	67
總計	11377	114	10150	1227	10150	1227	1227

四七二







前承

廳名		員人	時		間		區		分	結終未
廣島	尾道支	100	1	1	1	1	1	1	1	1
岐	津地	100	1	1	1	1	1	1	1	1
安	濃津地	100	1	1	1	1	1	1	1	1
名古屋	岡崎支	100	1	1	1	1	1	1	1	1
高	松宇和島支	100	1	1	1	1	1	1	1	1
高	知中地	100	1	1	1	1	1	1	1	1
德	島田邊支	100	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	山邊支	100	1	1	1	1	1	1	1	1
宮	澤七尾支	100	1	1	1	1	1	1	1	1
金	澤七尾支	100	1	1	1	1	1	1	1	1
廳	名	員人	時	間	區	分	結終未			

廳名		員人	時		間		區		分	結終未
山口	赤間關支	100	1	1	1	1	1	1	1	1
松	江濱地	100	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥	取米子支	100	1	1	1	1	1	1	1	1
長	崎平戶支	100	1	1	1	1	1	1	1	1
佐	賀原支	100	1	1	1	1	1	1	1	1
福	岡久留米支	100	1	1	1	1	1	1	1	1
大	分中津支	100	1	1	1	1	1	1	1	1
熊	本天地支	100	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿	兒島支	100	1	1	1	1	1	1	1	1
宮	崎地	100	1	1	1	1	1	1	1	1
那	彌地	100	1	1	1	1	1	1	1	1
廳	名	員人	時	間	區	分	結終未			



表四十六第款二第部四第

間 時 判 裁 罪 輕

時間區分	件數		被罰人		無罪		管轄		權限		送事		禁錮		罰金		拘留		料科		沒收		懲治		棄却		減消	
	件數	被罰人	無罪	管轄	權限	送事	禁錮	罰金	拘留	料科	沒收	懲治	棄却	減消														
一日以上五日以下	101	10	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
六日以上十五日以下	101	10	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
十六日以上二十日以下	101	10	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
二十一日以上一月以下	101	10	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一月以上三月以下	101	10	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
三月以上六月以下	101	10	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
六月以上一年以下	101	10	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	101	10	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

根室地方  
以上函館控訴院管内、合計

101	10	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
-----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

前 承

廳名	人員	時		間		區		分		結 終 未
		以五日以上	以六日以上	以十五日以上	以十六日以上	以一月以上	以二月上	以三月上	以六月上	
仙臺地方	910	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島地方	1,711	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形地方	1,181	1	1	1	1	1	1	1	1	1
盛岡地方	1,181	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田地方	1,181	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森地方	1,181	1	1	1	1	1	1	1	1	1
函館地方	1,181	1	1	1	1	1	1	1	1	1
札幌地方	1,181	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	9,101	1	1	1	1	1	1	1	1	1































前承

前承												廳		
鹿兒島 熊本												名		
水鹿知鹿大地天人八高山宮御熊天八地豆王												被		
引屋覽兒島島草吉代瀬鹿地船本草代田津												告		
區區區區部方區區區區區區區區部部方區區												時		
111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	以五以
125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	內日上
139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	以十以
153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	內日上
167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	以十以
181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	內日上
195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	以二以
209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	內日上
223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	以一以
237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	內月上
251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	以二以
265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	內月上
279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	以三以
293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	內月上
307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	以六以
321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	內月上
335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	以一以
349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	內年上
363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	以
377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	上

前承

前承												廳		
仙臺 郡 官 崎												名		
若平白地氣登石古大仙古地												被		
松河仙米卷川河臺川支												告		
部部部方區區區區區區部方												時		
111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	以五以
125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	內日上
139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	以十以
153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	內日上
167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	以十以
181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	內日上
195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	以二以
209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	內日上
223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	以一以
237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	內月上
251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	以二以
265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	內月上
279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	以三以
293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	內月上
307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	以六以
321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	內月上
335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	以一以
349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	內年上
363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	以
377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	上











表七十六第錄二第部四第  
間時判裁ノ罪重ルス對ニ廳各

廳名													被 告		
奈良地	大阪地	京都地	新瀨地	長野地	甲府地	静岡地	前橋地	浦和地	宇都宮地	水戸地	千葉地	横濱地	東京地	人	被
方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	員	告
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	以五	以一
八	二	二	九	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	内日	上日
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	以十	以六
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	内日	上日
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	以十	以十
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	内日	上日
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	以二	以十
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	内日	上日
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	以一	以世
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	内月	上日
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	以二	以一
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	内月	上月
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	以三	以二
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	内月	上月
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	以六	以三
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	内月	上月
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	以一	以六
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	内年	上月
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	以	一
三	二	八	一	二	三	四	三	一	二	一	二	一	二	上	年

五〇〇

廳名													被 告			
山口地	廣島地	岐阜地	安濃津地	名古屋地	高松地	高知地	徳島地	和歌山地	富山地	金澤地	福井地	大津地	岡山地	神戶地	人	被
方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	方	員	告
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	以五	以一
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	内日	上日
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	以十	以六
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	内日	上日
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	以十	以十
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	内日	上日
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	以二	以十
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	内日	上日
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	以一	以世
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	内月	上日
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	以二	以一
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	内月	上月
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	以三	以二
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	内月	上月
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	以六	以三
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	内月	上月
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	以一	以六
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	内年	上月
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	以	一
二	三	一	六	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	上	年

五〇一







表八十六第款一第部五第  
分區數件理受訴控ルス對ニ廳各

東京控訴院	控訴		原裁判所	本年受理		重罪		輕罪		區別	
	主	附		主	附	主	附	主	附	主	附
東京地方	101	6	東京地方	101	6	101	6	101	6	101	6
橫濱地方	6	6	橫濱地方	6	6	6	6	6	6	6	6
八王子支部	3	1	八王子支部	3	1	3	1	3	1	3	1
千葉地方	3	1	千葉地方	3	1	3	1	3	1	3	1
八日市場支部	2	1	八日市場支部	2	1	2	1	2	1	2	1
水更津支部	5	1	水更津支部	5	1	5	1	5	1	5	1
水戸地方	3	1	水戸地方	3	1	3	1	3	1	3	1
土浦支部	3	1	土浦支部	3	1	3	1	3	1	3	1
下妻支部	4	1	下妻支部	4	1	4	1	4	1	4	1
宇都宮地方	3	1	宇都宮地方	3	1	3	1	3	1	3	1
栃水支部	3	1	栃水支部	3	1	3	1	3	1	3	1
浦和支部	5	1	浦和支部	5	1	5	1	5	1	5	1
熊谷支部	3	1	熊谷支部	3	1	3	1	3	1	3	1
前橋支部	7	1	前橋支部	7	1	7	1	7	1	7	1
高崎支部	7	1	高崎支部	7	1	7	1	7	1	7	1
靜岡支部	3	1	靜岡支部	3	1	3	1	3	1	3	1
濱松支部	2	1	濱松支部	2	1	2	1	2	1	2	1
甲府地方	5	1	甲府地方	5	1	5	1	5	1	5	1
長野地方	8	1	長野地方	8	1	8	1	8	1	8	1











前 承

控 訴 所		原 裁 判 所		本年受理		重 罪		輕 罪		區 別	
主 訴	附 帶	主 訴	附 帶	主 訴	附 帶	主 訴	附 帶	主 訴	附 帶	主 訴	附 帶
三	九	三	九	六	二						
新	發	新	發								
村	上	村	上								
柏	崎	柏	崎								
高	田	高	田								
相	魚	相	魚								
川	川	川	川								
計	計	計	計								
京	都	京	都	一〇〇	二						
大	津	大	津	一〇〇	二						
神	戶	神	戶	九	三						
豐	本	豐	本	八	七						
岡	路	岡	路	八	七						
津	山	津	山	八	七						
計	計	計	計	一三三	二六						

以上東京控訴院管内、合計

大阪控訴院

控 訴 所		原 裁 判 所		本年受理		重 罪		輕 罪		區 別	
主 訴	附 帶	主 訴	附 帶	主 訴	附 帶	主 訴	附 帶	主 訴	附 帶	主 訴	附 帶
大	津	大	津	四	八						
彦	根	彦	根								
小	濱	小	濱								
金	澤	金	澤								
七	尾	七	尾								
富	山	富	山								
高	岡	高	岡								
和	歌	和	歌								
田	邊	田	邊								
德	島	德	島								
關	町	關	町								
高	知	高	知								
中	村	中	村								
松	山	松	山								
宇	和	宇	和								
高	松	高	松								
北	龜	北	龜								
名	古	名	古								
岐	屋	岐	屋								
廣	島	廣	島								
尾	道	尾	道								
山	口	山	口								
計	計	計	計	二	一〇						



承 前

岡山地方		高松地方		神戶地方		奈良地方									
大津	勝山	笠岡	玉島	新見	高梁	岡田	大村	龍野	社野	洲本	明石	伊丹	神戶	高松	高松
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
12	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

五二二

前 承

大阪地方		京都地方		福島地方		裁判所	訴訟						
奈良	富田	天王寺	天方	茨木	池田	大津	大津	福知山	園部	伏見	京都	鳥取	福島
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
12	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

五二二

本年受理 件數 區別































表九十六第款一第部五第  
分區決判訴控ルス對ニ廳各

裁判所	原裁判所	受理		重罪		輕罪		違警罪		取消		未終	
		受	計	事檢	人告被	事檢	人告被	事檢	人告被	事檢	人告被	下	滅
東京地方	東京地方	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
横濱地方	横濱地方	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
八王子支	八王子支	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千代田支	千代田支	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
八日市場支	八日市場支	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
水更津支	水更津支	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
水戸支	水戸支	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
土浦支	土浦支	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
下妻支	下妻支	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宇都宮支	宇都宮支	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃水支	栃水支	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
浦和支	浦和支	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊谷支	熊谷支	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
前橋支	前橋支	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高崎支	高崎支	11	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	合計	111	111	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

以上西館控前院管内ノ  
總計

合計	111	111	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

五二九

前承

裁判所	原裁判所	本年受理		重罪		輕罪		違警罪	
		主	附	主	附	主	附	主	附
根室地方	根室地方	1	1	1	1	1	1	1	1
釧路支	釧路支	1	1	1	1	1	1	1	1
札幌地方	札幌地方	1	1	1	1	1	1	1	1
函館地方	函館地方	1	1	1	1	1	1	1	1
青森地方	青森地方	1	1	1	1	1	1	1	1
弘前支	弘前支	1	1	1	1	1	1	1	1
野邊地	野邊地	1	1	1	1	1	1	1	1
青森支	青森支	1	1	1	1	1	1	1	1
八戸支	八戸支	1	1	1	1	1	1	1	1
五所川原	五所川原	1	1	1	1	1	1	1	1
八戸支	八戸支	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	合計	11	11	11	11	11	11	11	11

五三〇















前 承

神戶地方				奈良地方				大阪地方							
大村	豊龍	社	姫	明	伊	神	五	高	松	奈	富	塚	天	救	
阪	岡	岡	野	路	本	石	丹	戸	條	田	山	良	王	方	水
區	區	區	區	區	區	區	區	計	區	區	區	計	區	區	區

京都地方										前 承										裁判所		
大	大	福	園	伏	京	福	島	山	尾	廣	岐	岡	名	北	高	原	裁	判	所	受	審	理
津	阪	知	部	見	都	岡	取	口	道	島	半	崎	古	龜	松	重	罪	輕	罪	取	消	未
計	區	區	區	區	區	計	方	方	方	部	方	方	部	方	方	取	消	未	下	減	局	























前 承

控 訴			裁 判 所		
熊 本 地 方			鹿 兒 島 地 方		
熊 本 地 方	鹿 兒 島 地 方	宮 崎 地 方	熊 本 地 方	鹿 兒 島 地 方	宮 崎 地 方
御 船 本 區	鹿 地 區	延 都 區	大 水 區	鹿 兒 島 區	宮 崎 地 區
八 代 區	知 覽 區	肥 前 區	引 屋 區	鹿 兒 島 區	宮 崎 地 區
天 草 區	鹿 兒 島 區	肥 前 區	引 屋 區	鹿 兒 島 區	宮 崎 地 區
竹 田 區	鹿 兒 島 區	肥 前 區	引 屋 區	鹿 兒 島 區	宮 崎 地 區
受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審
受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審
計	計	計	計	計	計
事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス
人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却
事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス
人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却
事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス
人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却
下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取
減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消
局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未
内ノ事	取 原 判 決 ス	内ノ事	取 原 判 決 ス	内ノ事	取 原 判 決 ス

宮 城 控 訴 院																					
以上長崎控訴院管内ノ合																					
高 千 總 區	仙 臺 地 方	古 川 地 方	福 島 地 方	白 河 地 方	平 松 地 方	若 松 地 方	山 形 地 方	米 澤 地 方	鶴 岡 地 方	盛 岡 地 方	磐 井 地 方	秋 田 地 方	大 曲 地 方	東 京 地 方	橫 濱 地 方	千 葉 地 方	八 日 市 地 方	水 更 津 地 方	水 戸 地 方	土 浦 地 方	
受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	
受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審	受 審
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス
人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却
事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス	事 檢	取 原 判 決 ス
人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却	人 告 被	棄 却
下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取	下 取
減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消	減 消
局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未	局 察 未
内ノ事	取 原 判 決 ス	内ノ事	取 原 判 決 ス	内ノ事	取 原 判 決 ス	内ノ事	取 原 判 決 ス	内ノ事	取 原 判 決 ス	内ノ事	取 原 判 決 ス	内ノ事	取 原 判 決 ス	内ノ事	取 原 判 決 ス	内ノ事	取 原 判 決 ス	内ノ事	取 原 判 決 ス	内ノ事	取 原 判 決 ス











